

2023年12月15日

出入国在留管理庁 様

一般社団法人 外国人雇用協議会
政策部



第6回 情報・意見交換会アジェンダ

■開催日時

2023年12月15日 16:30-17:30

■開催場所

法務省在留管理支援部長室

■議題

1. 前回意見交換会時の議題の進捗確認

- ①前回議題：オンライン申請システムの改善要望点の進捗確認
⇒2022年12月15日に提出した『「入管オンライン申請システム」についての改善要望』の項目1番、11番以外について
- ②前回議題：特定技能宿泊についての課題（技術・人文知識・国際業務の違法な運用事例）に関する周知徹底とその浸透度についての進捗確認
⇒過去に提示した具体事例の会社に対する調査について
⇒申請内容/許可と実態の乖離是正に向けた具体的施策について
- ③前回議題：登録支援機関のオンライン面談実施可について再々要望（別紙：要望書にて）
- ④前回議題：帳票や運用要領が更新された際は、メールアドレスの登録で行政書士、登録支援機関、監理団体への通知について
- ⑤前回議題：東京入管局の電話に繋がるまでに30分以上が常。2時間以上かかることも稀ではない。待ち受け機能が無く自動音声にて通話遮断になる（「またお掛け直してください」）。12時～13時が最も繋がり易く、それでも10回かけて1-2回の割合のため改善いただきたい
- ⑥前回議題：元技能実習生を中心にした特定技能人材による、みなし一時帰国を利用した年金脱退一時金受け取りに対し具体的な対策施策について
- ⑦前回議題：就職内定を受け、就労系在留資格に変更許可申請中の留学生の学校卒業後、長期にわたる入管の審査期間中に生活が困窮する者への対策（例：教育機関を卒業した者が他の在留資格へ変更許可申請を行っている場合、当該教育機関卒業後も資格外活動許可が継続すると入管法施行規則第19条第5項二号に追記する等）の内容や進捗について

2. 技術・人文知識・国際業務における現業労働の在り方について

技術・人文知識・国際業務の在留資格該当性に係る明確化において入管公表ガイドラインによれば「行おうとする活動が、「技術・人文知識・国際業務」に該当するものであるか否かは在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。したがって、例えば「技術・人文知識・国際業務」に該当すると認められる活動は活動全体として見ればごく一部であり、その余の部分は「技術・人文知識・国際業務」に該当するとは認められない、特段の技術又は知識を要しない業務や、反復訓練によって従事可能な業務を行う場合には、「技術・人文知識・国際業務」に該当しないと判断されます。」
となっており、許可事例として

「自動車整備科を卒業した者が本邦の自動車の点検整備・配送・保管を業務内容とする企業との契約に基づき、サービスエンジニアとしてエンジンやブレーキ等自動車の基幹部分の点検・整備・分解等の業務に従事するとともに自動車検査員としての業務に従事することとなるもの。」

「観光・レジャーサービス学科において、観光地理、旅行業務、セールスマーケティング、プレゼンテーション、ホスピタリティ論等を履修した者が、大型リゾートホテルにおいて総合職として採用され、フロント業務、レストラン業務、客室業務等についてもシフトにより担当するとして申請があったため、業務内容の詳細を求めたところ、一部にレストランにおける接客、客室備品オーダー対応等「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しない業務が含まれていたが、申請人は総合職として雇用されており主としてフロントでの翻訳・通訳業務、予約管理、ロビーにおけるコンシェルジュ業務、顧客満足度分析等を行うものであり、また他の総合職採用の日本人従業員と同様の業務であることが判明したものの。」

などがあるが、例えば在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当しないと判断される、

「飲食店において店長として勤務し、本部における会議への出席、本部との日々の業務報告等の連絡調整の他、店舗独自のマーケティング、採用、シフト管理、発注、新商品の開発、チームビルディング及びそのケア、店舗単独での利潤確保に係る戦略におけるPDCAの遂行等の業務を主たる業務として行い、ホール等に立ち常時接客に従事することは無く、接客に従事するときは顧客のピーク来店時又は通常確保されている人員が病気等の理由により欠けてしまった時等の非常時のみに限り、また他の店長採用の日本人従業員も同様の業務である場合（ただし、店長として一定期間勤務した後は本部等における開発業務や管理業務に従事することが確約されているものではない）。」

「法人や個人を顧客とし、廃品回収及びその洗浄、販売、輸出入を主たる業務とする会社において総合職として採用され法人営業、マーケティングの他、現場確認を経ての見積書作成、チームリーダー、顧客に対しては責任者として回収人員の選別、先導、業務遂行管理を行いながら自身も回収作業、洗浄作業に従事、その後の販売と利益確保に対する責任、輸出入貿易事務等の所属する会社において発生する業務、つまり事業全体に関与する場合。」

「品質管理責任者としての役目を負い、建設現場において現場監督として従事し、現場における作業工程の作成、人員の配置管理、作業指示、工程管理、品質管理、労務管理、安全管理、本部との間の資材の発注管理、現場における一次収支管理を主たる業務とし、時に指導等のため他の純粋建設作業員に対しての技術指導、その他工程や品質等管理のため一時的に現業作業に従事することがあるもの。なお、他の現場監督業務に従事する日本人従業員も同様の業務である場合（ただし、現場監督として一定期間勤務した後はより広範にわたる施工管理業務に従事することが確約されているものではない。）」

との間の在留資格該当性判断の考え方の違いについて教えていただきたい。

3. 東京入管局における就労関係在留資格の審査遅延に対する要望（別紙：要望書にて）

4. 更新申請後の期間について

更新申請を在留期限3カ月前や2ヵ月以上前に余裕をもった申請にもかかわらず、特例期限の寸前まで審査結果を告知するための通知が発せられないことが多発しています。

⇒せめて在留期限2ヵ月以上前に申請したものに関しては、在留期限前までに処分を決めていただきたい。（本人にとって在留期間到来後の不許可処分は、在留期間到来前と比較し大きな不利益となります。また、有効期限が在留期限と同一である国民健康保険に加入する者、在留期限から更新可をえるまでの期間銀行口座の休止措置を受ける者についても不利益は甚大です。）

5. 情報共有（ご報告）

入管窓口での誤った指導が散見されている（民間委託のインフォメーションセンターが間違っているのであればまだしも、東京入管局の2階相談窓口による間違った指導が増えてきています）。

⇒ケース1：高度専門職のポイントについて

医学部卒業（6年生）の学士の方が、6年大学に通ったので院卒相当にならないかといった外国人本人からの質問に対し、「院卒のポイントとしてカウントできず」という誤った指導。

⇒ケース2：技人国の方の副業・複数企業との契約時の契約機関に関する届け出について

複数企業と契約している方が東京入管局に届出に出向いたところ、その届出は不要と言われ、更に永住申請の際に影響することはないと指導されたとのこと。

⇒ケース3：在留カードの返納手続きについて

在留カードの返納は義務ですが、申請人の配偶者が東京入管局に返納に出向いたところ、返納だけのために各部門をたらいまわしにされ1時以上かかった。

以上